

釧路市男女平等参画推進条例 (愛称：男女いきいき参画条例) のあらまし

男女がともに支えあい、創りあげていく社会を目指して



釧路市では、平成9年11月に「くしろ男女共同参画プラン」を策定し、男女が共にあらゆる分野に対等な立場で参画し責任を担いあう社会の実現に向けて、諸施策の推進に努めてきました。

その後、さらなる男女平等参画の推進を図るため、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、平成21年7月には、学識経験者、市民団体などを構成員とする「(仮称) 釧路市男女平等参画推進条例検討委員会」を立ち上げ、その中で釧路市における男女平等参画の推進の基礎となる基本条例のあり方や骨子について具体的な提言をいただきました。この提言内容を踏まえて検討した結果、男女平等参画社会の実現に向けて、釧路市における男女平等参画の推進に関する基本的な考え方を示し、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年12月15日に『釧路市男女平等参画推進条例』を制定しました。

「男女平等参画」って？

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

「男性だからこう」とか「女性だからこう」という考え方にとらわれず、人間として平等に扱われるべきであるという考え方で、女性を優遇するとか、女性優位であるという考え方ではありません。男女の属性によって人間の行動や考えを限定するようなことはなくしましょうということです。



◆「条例の基本的な考え、基本姿勢を表す「基本理念」◆

第3条 男女平等参画社会を実現するための基本的な考え方を8本の柱として定めています。

- 1 男女の人権の尊重** 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保すること
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮** 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女がさまざまな活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするよう配慮すること
- 3 政策等の立案及び決定への平等参加** 男女が、社会の対等なパートナーとして、さまざまな方針の立案・決定に参画できる機会を確保すること
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立** 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事や学習、地域活動などができるようにすること
- 5 性と生殖に関する健康と権利** 男女が互いの性について理解を深め、基本的に妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり、ともに健康な生活を営むことができるようにすること
- 6 国際的協調** 男女平等参画の推進は、国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから国際的な連携の下に行っていく必要があること
- 7 あらゆる暴力の根絶** 男女が自らの性を大切にしながらお互いの人格を尊重しあうことができるように、あらゆる形態の暴力を根絶すること
- 8 就業の場における男女の平等の推進** 働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して働き生活できるようにすること

◆「市」「市民」「事業者等」「教育に携わる者」の責務◆

第4～7条 男女平等参画の推進には、社会のあらゆる分野における市民の主体的な取り組みが不可欠であると考え、市だけではなく市民・事業者等・教育に携わる者に対して、その責務（やるべきこと）を盛り込んでいます。それぞれが単独で行うのではなく、協力し合って、男女平等参画の推進を行うことが重要となります。

市の責務

- 基本理念に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的計画的に実施すると共に、その他の施策についても男女平等参画の原点に立って実施しなければならない
- 男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携および協力を図らなければならない

市民の責務

- 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女平等参画を推進するように努めなければならない
- 市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない

事業者等の責務

- 基本理念に基づき、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない
- 市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない

教育に携わる者の責務

- 教育活動において、男女平等参画社会についての理解を促し、伝えていくよう努めなければならない



◆性別による権利侵害の禁止◆

第8条 社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を禁止することを定めています。

これらの権利侵害は、人権に関わる社会的な問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきと考えます。

- ①性別を理由とする差別的な取扱い
- ②ドメスティック・バイオレンス（※注1）
- ③セクシュアル・ハラスメント（※注2）
- ④その他性別に起因すると認められる暴力行為等

※注1 ドメスティック・バイオレンスとは、夫婦若しくは恋愛関係その他の親密な関係にあり、又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及び暴力的行為。

※注2 セクシュアル・ハラスメントとは、他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること及び性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えること。

条例では、上記のほかに情報を公表する際の留意（第9条）や、男女平等参画の推進のために市が行うべき基本的施策等（第10～20条）、男女平等参画の推進に関する事項や男女平等の推進に関する施策の実施状況について審議し、市長へ意見を述べるため、釧路市男女平等参画審議会を置くこと（第21条）を定めています。また、条例に基づき、男女平等参画相談員による「男女平等参画相談（電話でも受け付けています：専用電話61-5030）」も実施しています。

◆条例や男女平等参画に関するお問い合わせは・・・

釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504 FAX 0154-23-5220

Eメール shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp